# 訪問介護事業所 運営規程 改訂条文案

## （介護の総合的提供に関する基本方針）

第○条

当事業所は、利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の身体介護および調理、洗濯、掃除等の生活援助を、個々の心身の状況や生活環境に応じて総合的に提供するものとし、介護の一部に偏ることのないように留意する。

## （ハラスメントの防止に関する方針）

第○条

当事業所は、訪問介護員等の就業環境を確保する観点から、職場におけるハラスメントの防止に関する方針を明確にし、次の措置を講じるものとする。

一　ハラスメントに関する研修を年１回以上実施すること

二　相談窓口を設置し、匿名での相談も受け付ける体制を整備すること

三　苦情・相談に対し、適切かつ迅速に対応する体制を整えること

## （感染症予防及び衛生管理）

第○条

１　当事業所は、訪問介護員等の衛生的な勤務環境を確保し、備品や設備についても常に清潔な状態に保つものとする。

２　感染症の予防及びまん延の防止のため、以下の措置を講じる。

　一　感染症対策を検討する委員会を年１回以上開催すること（テレビ電話等の活用可）

　二　感染症予防のための内部指針を整備すること

　三　訪問介護員等に対して感染症予防に関する研修・訓練を定期的に実施すること

## （業務継続計画（BCP）の策定）

第○条

１　当事業所は、感染症や災害発生時においてもサービスを継続的に提供するための業務継続計画（BCP）を策定する。

２　当該計画は、全従業者に周知し、年１回以上の訓練及び定期的な見直しを行うものとする。

３　非常時のサービス再開に向けて、必要な資材や連絡体制の整備に努める。

## （運営規程の掲示・閲覧）

第○条

１　当事業所は、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、サービス提供内容等の重要事項を事業所の見やすい場所に掲示する。

２　また、当該規程の全文を閲覧できるよう、書面で常時備え付けるとともに、希望がある場合はその写しを交付する。

## （苦情処理における行政機関等との連携）

第８条（３項として追加）

当事業所は、苦情対応に関し、市町村または国民健康保険団体連合会が実施する調査・指導等に協力し、必要な改善措置を速やかに講じる。

また、これらの改善内容については、求めに応じて行政機関へ報告する。